

諫早市立みはる台小学校いじめ防止対策基本方針

【いじめ防止基本計画策定の目的】

この基本方針は、いじめの問題への対策を全児童・職員・保護者・地域住民が一丸となって進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法及び諫早市いじめ防止基本方針により規定された、いじめへの組織的な対応、重大事案への対処等に関する具体的な内容等を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

(いじめの定義)第2条「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの禁止)第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校及び学校の教職員の責務)第8条 学校及び学校の教職員は基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努めるものとする。

学校教育目標

心身共に健やかで創造力・実践力に富む児童の育成

(徳)笑顔いっぱい (知)知恵いっぱい (体)元気いっぱい

【いじめの防止】

- 1 教師の指導力の向上
- 2 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 3 道徳性を養う道徳教育の充実
- 4 子どもの自己肯定感の育成
- 5 子どもの自己指導能力の育成
- 6 家庭・地域社会、関係機関との連携強化

【いじめの早期発見】

- 1 教職員による観察や情報交換
- 2 定期的・必要に応じたアンケート調査や個人面談等の実施
- 3 教育相談体制の整備
- 4 情報の収集
- 5 相談機関等の周知

【いじめの早期対応】

- 1 組織的な対応
- 2 いじめられた児童生徒及びその保護者への支援
- 3 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言
- 4 アンケート等による事実調査
- 5 集団への働きかけ
- 6 解消に向けた継続的なかわり
- 7 重大事態への対応

校内指導体制の確立

いじめ対策委員会

【校内構成メンバー】校長・教頭・教務主任・生活指導主任・保健主事・養護教諭・心の教室相談員・スクールカウンセラー

【校外構成メンバー】PTA代表・学校評議員・学校支援会議委員

- いじめ防止等の取組・年間計画の作成・実行・検証・修正(PDCAサイクル)
- いじめを認知した際の迅速な情報共有、事実関係の聴取・指導・支援体制・対応方針の決定
- いじめの相談・通報の窓口 ○ いじめの疑いに係る情報に対する情報収集・記録・共有
- 保護者・地域との連携 ○ 市教委の判断によっては重大事態の調査を実施